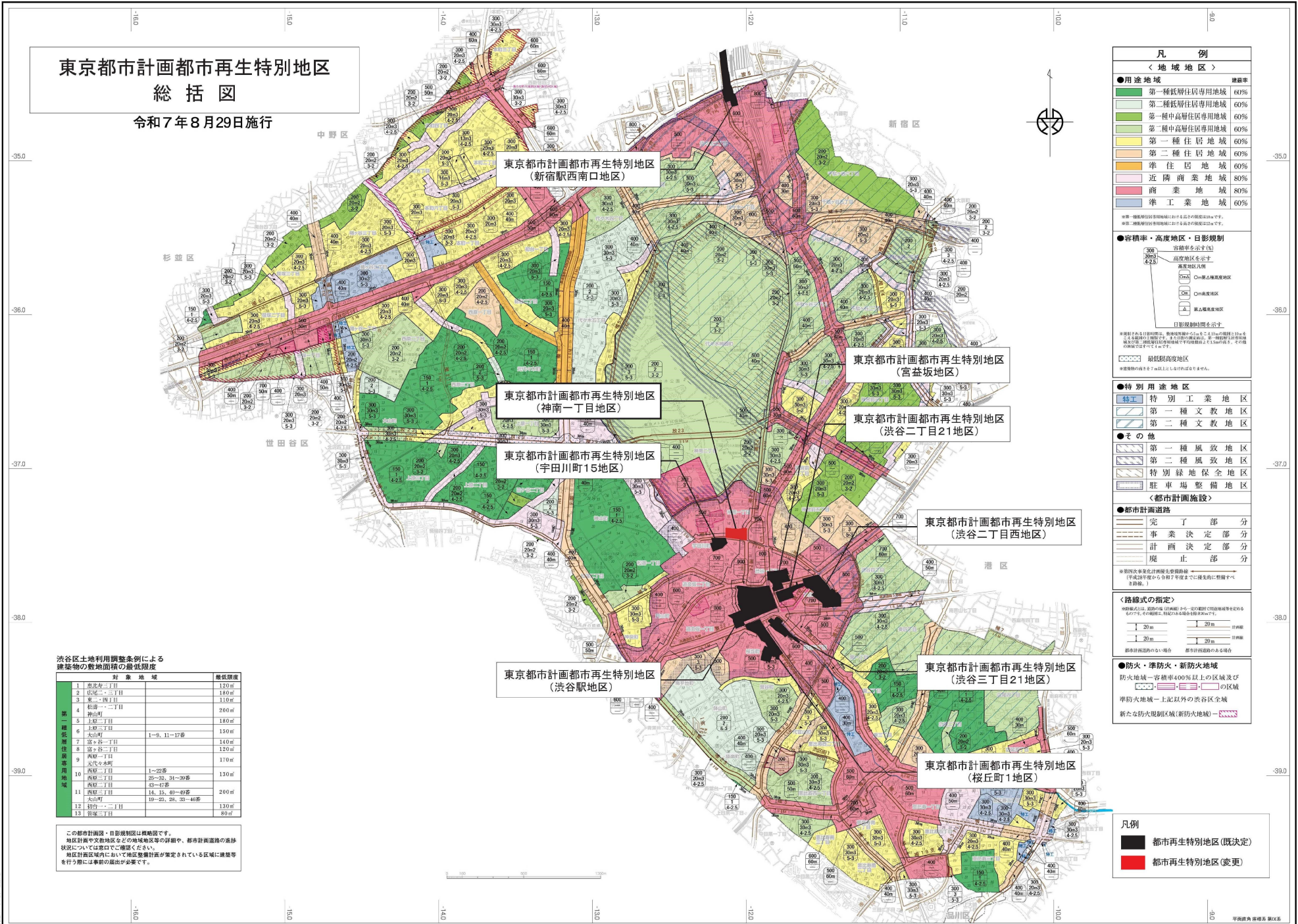


東京都市計画都市再生特別地区 総括図

令和7年8月29日施行



凡例

<地域地区>

用途地域	建蔽率
第一種低層住居専用地域	60%
第二種低層住居専用地域	60%
第一種中高層住居専用地域	60%
第二種中高層住居専用地域	60%
第一種住居地域	60%
第二種住居地域	60%
準住居地域	60%
近隣商業地域	80%
商業地域	80%
準工業地域	60%

●容積率・高度地区・日影規制

容積率を明示
高度地区を明示

高度地区区分
C1準高度地区
C2高度地区
C3準高度地区
C4高度地区

日影規制時間を明示

最低限高度地区

●特別用途地区

特1 特別工業地区
特2 第一種文教地区
特3 第二種文教地区

●その他

第一種風致地区
第二種風致地区
特別緑地保全地区
駐車場整備地区

<都市計画施設>

●都市計画道路

完了部分
事業決定部分
計画決定部分
廃止部分

<路線式の指定>

路線式指定は、道路法(旧道法)から一定の期間に付帯区域等変更等の場合、その期間中は、指定される場合を除き適用せず。

20m 20m 計画線
20m 20m 計画線

都市計画道路のない場合 都市計画道路のある場合

●防火・準防火・新防火地域

防火地域—容積率400%以上の区域及び
準防火地域—上記以外の渋谷区全域
新たな防火規則区域(新防火地域)—

凡例

●都市再生特別地区(既決定)
●都市再生特別地区(変更)

渋谷区土地利用調整条例による 建築物の敷地面積の最低限度

対象地域	最低限度
1 恵比寿二丁目	120㎡
2 日産二丁目	180㎡
3 東一丁目	110㎡
4 都立二丁目	200㎡
5 上原二丁目	180㎡
6 上原三丁目	150㎡
7 高ヶ谷二丁目	140㎡
8 高ヶ谷三丁目	120㎡
9 藤原一丁目 現代文木町	170㎡
10 西原二丁目 西原三丁目	130㎡
11 大田町 14、15、40-60番	200㎡
12 初台二丁目	130㎡
13 宮城三丁目	80㎡

この都市計画図・日影規制図は概略図です。
地区計画や文教地区などの地域指定等の詳細や、都市計画道路の差抄
状況については窓口でご確認ください。
地区計画区域内において地区整備計画が策定されている区域に建築等
を行う際には事前の届出が必要です。